

報道関係者各位

令和6年8月13日

市職員の屋外作業時等のサングラス着用について

屋外作業時の紫外線による目への健康被害を軽減し、車両の運転時等における視認性を確保するため、職員の勤務中のサングラス着用を認めることとしますのでお知らせします。

1 概要

(1) 対象職員

屋外作業等に従事する全ての本市職員

(2) 実施内容

日中の屋外作業や車両の運転時等において、サングラスを着用して業務に従事することを認める。ただし、市民等と直接対話する際は、原則、サングラスを外して対応する。

(3) サングラスの仕様等

- ア サングラスの仕様は、市職員としての品位を保つ上で、華美又は奇抜な形状や色調でないものとし、所属長の承認を得るものとする。
- イ サングラスの着用により、相手に威圧感や不信感を与えるなど、礼を失することのないように充分配慮する。



SDGs 未来都市

舞鶴市 人事課 課長 松本諭一

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1066、FAX: 0773-62-5099

E-mail: jinji@city.maizuru.lg.jp